

戸籍の電算化が始まります

第3回

広報てしかが12月号からお知らせしてきた戸籍事務の電算化が、いよいよ始まります。本町に本籍がある方の戸籍と附票を、紙による記載管理からコンピューターによるデータ管理に置き換えます。

新しい証明書の発行は、3月19日(月)から行います。

最終回の今回は、新しい証明書の表記についてお知らせします。

戸籍の謄本や抄本などの名称と書式が変わります

電算化移行後は、左下の表のとおり戸籍謄本・抄本の名称や書式、様式などが変わります。

現在の戸籍謄本と電算化後の全部事項証明書

現在の戸籍謄本は、下の(図1)のような表記です。

電算化後の全部事項証明書は、下の(図2)のような表記となります。

戸籍の附票も併せて改製されます

戸籍の附票は、戸籍と住民票を結びつけるもので、戸籍に記載されている方の住所の履歴が記録されています。

戸籍事務の電算化により、附票も改製し、コンピューターで処理します。現在の附票は「改製原附票」となります。電算化移行後の附票には、改製時の住所が記載され、その後住所異動があれば記載が追加されていきます。電算化以前の住所の記録が必要な場合は、改製原附票を請求していただくこととなります。

お問い合わせ先/役場町民課住民係
☎482・2934(課直通)まで。

戸籍証明の様式などが変わります

	現在	電算化後
名称	戸籍謄本(全員) 戸籍抄本(個人)	戸籍の全部事項証明 戸籍の個人事項証明
書式	縦書き 文章体 漢数字のみ	横書き 箇条書き(項目ごと) 算用数字
用紙	白紙 B4判またはB5判	改ざん防止用紙 A4判
公印	朱印	電子印(黒印)

(図2) 電算化後の全部事項証明書

(1の1) 全部事項証明

本籍	北海道川上郡弟子屈町中央1丁目1番
氏名	弟子屈 太郎
戸籍事項 戸籍改製	【改製日】 平成24年3月17日 【改製事由】 平成6年法務省令第51号附則第2条第1項による改製
戸籍に記載されている者	【名】 太郎 【配偶者区分】 夫 【生年月日】 昭和38年4月2日 【父】 弟子屈一郎 【母】 弟子屈富子 【続柄】 長男
身分事項 出生	【出生日】 昭和38年4月2日 【出生地】 北海道川上郡弟子屈町 【届出日】 昭和38年4月8日 【届出人】 父
婚姻	【婚姻日】 平成2年8月30日 【配偶者氏名】 富士桃子 【従前戸籍】 北海道川上郡弟子屈町中央1丁目2番 弟子屈一郎
戸籍に記載されている者	【名】 桃子 【配偶者区分】 妻 【生年月日】 昭和40年3月3日 【父】 富士次郎 【母】 富士花子 【続柄】 長女
身分事項 出生	【出生日】 昭和40年3月3日 【出生地】 東京都富士区 【届出日】 昭和40年3月10日 【届出人】 父
婚姻	【婚姻日】 平成2年8月30日 【配偶者氏名】 弟子屈太郎 【従前戸籍】 東京都富士区中央100番地 富士次郎

以下余白

発行番号 00000001
これは、戸籍に記載されている事項の全部を証明した書面である。
平成24年3月19日
北海道川上郡弟子屈町長 徳永 哲雄

(図1) 現在の戸籍謄本
(電算化後は「平成改製原戸籍」となります)

この謄本は、戸籍の原本と相違ないことを証明する。
平成24年3月19日
北海道川上郡弟子屈町長 徳永 哲雄

本籍	北海道川上郡弟子屈町中央1丁目1番
氏名	弟子屈 太郎
出生	昭和38年4月2日 北海道川上郡弟子屈町
婚姻	平成2年8月30日 富士桃子
職印	弟子屈 太郎